

## 12月の税務カレンダー

- ☆平成29年10月決算法人の確定申告
- ☆4月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・12月11日まで納付
- ☆固定資産税の第3期分の納付・・・1月4日
- ☆個人事業者の簡易課税選択届・・・12月31日
- ☆給与所得者の年末調整業務



### 【税務耳より情報】

早いもので、今年も残すところ、1ヶ月を切りました。「師走」は、忘年会など年末行事も入り、慌ただしくなります。今年は、暖かい日があったり、急に冷え込んだりと風邪などひかないように十分に気をつけましょう。

今年も年末調整の時期になりました。資料のご準備をよろしくお願ひします。2016年1月1日以後に作成する年末調整関係書類(行政機関に提出するもの)には、マイナンバーの記載が必要となります。またマイナンバーを新規に、取り扱いさせていただくお客様に関しては、事前に「合意書」を取り交わさせていただいております。

詳細は、担当者にご連絡ください。

### 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、行田市の「ソフィーズガーデン」さん。(行田市棚田町1-24-2 電話048-501-6884) 定休日・月・火・日曜日。JR行田駅から921mですが、駐車場があります。お庭の素敵なカフェです。手入れの届いたお庭！そうなんです。お花屋さんでもあるのです。カフェのあるお花屋さんです。本格的なガレットが楽しめます。ティータイムにハーブティーと美味しいケーキもいただけます。



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 賞与を支払ったら届出が必要です

12月は賞与を支払われる会社が多いかと思いますが、賞与を支払ったら、所轄の年金事務所へ賞与支払届の提出をお願いします。社員の方から賞与に係る健康保険料・厚生年金保険料を控除し、届出を失念、2年を経過すると時効になり、保険料の納付が原則できません。将来もらう年金額にも影響してしまいます。

#### 国民年金保険料控除証明書の発行について

年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するために必要な証明書ですが、平成29年1月1日から10月2日までの間に納付された方については、平成29年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が平成29年10月31日に日本年金機構から発送されております。届いていない場合、不明な点がございましたら、お近くの年金事務所又は年金加入者ダイヤルへお問い合わせください。

### 【事務所トピックス】

#### 【所員紹介】後藤 理恵

- ☆誕生日 12月21日 ☆星座 いて座
- ☆血液型 B型

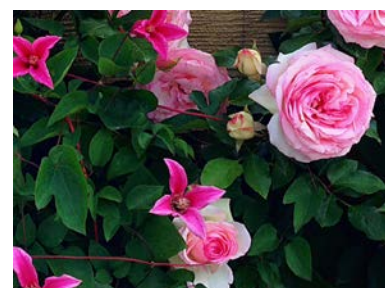
10月1日付けで大宮事務所より転勤してきました。両親・夫・子・私の5人家族で、現在、上尾に住んでいますが、生まれは熊本です。

趣味は、山歩きですが、昨年両膝の手術をし、歩行に不安が残っているため、今年はまだ山歩きに行けません。熊谷の地に来て、電車の車窓や車から秩父の山並みや紅葉をみる事ができて心が癒されています。

みなさまのお役にたてるよう精いっぱい頑張りますのでよろしくお願い致します。

#### 【年末年始営業のお知らせ】

年末は、12月28日(木曜日)まで営業しております。  
年始は、1月9日(火曜日)から営業いたします。



(バラ:ピエールロンサール)